

■議案第20号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について

【要旨】

平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において介護保険法の一部が改正され、次に掲げる基準を市町村条例で定めることとされました。

○指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数の基準

○指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準

具体的には、介護保険法第78条の4第3項で、次の①から④までについては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされ、⑤については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとされ、⑥については厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるものとされています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数（「従うべき基準」）② 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積（「従うべき基準」）③ 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員（「従うべき基準」）④ 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの（「従うべき基準」）⑤ 指定地域密着型サービスの事業（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業を除く。）に係る利用定員（「標準」）⑥ その他の事項（「参酌すべき基準」） |
|---|

なお、ここでいう「厚生労働省令で定める基準」とは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を指します。

原則として、厚生労働省令で定める基準を全て条例で規定する条文案としました。

具体的に省令の内容を引用する場合は、一旦規則へ委任し、規則において省令を引用しました。

【制定根拠法】

介護保険法第78条の4第1項及び第2項

（参考1）

従うべき基準、標準、参酌基準の意味は次のとおりです（「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）・「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定））。

1 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

2 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

3 参酌すべき基準

十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

(参考 2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）

(趣旨)

第 1 条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 4 第 3 項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第 78 条の 4 第 1 項の規定により、同条第 3 項第 1 号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第 3 条の 4、第 3 条の 5、第 3 条の 41 第 1 項、第 6 条、第 7 条、第 42 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項から第 7 項まで、第 43 条、第 45 条、第 47 条、第 63 条から第 65 条まで、第 90 条から第 92 条まで、第 110 条、第 111 条、第 131 条（第 14 項を除く。）、第 139 条第 7 項、第 146 条、第 163 条第 8 項、第 167 条第 2 項及び第 3 項、第 171 条から第 173 条まで、附則第 2 条、附則第 3 条、附則第 5 条並びに附則第 6 条の規定による基準

二 法第 78 条の 4 第 2 項の規定により、同条第 3 項第 2 号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第 67 条第 1 項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第 2 項第 2 号ロ、第 93 条第 2 項（居室に係る部分に限る。）及び第 4 項、第 132 条第 1 項第 1 号ロ、第 160 条第 1 項第 1 号イ（3）（床面積に係る部分に限る。）、第 175 条第 1 項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第 2 項第 2 号ロ並びに附則第 12 条第 1 項の規定による基準

三 法第 78 条の 4 第 2 項の規定により、同条第 3 項第 3 号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第 42 条第 4 項、第 46 条第 1 項及び第 66 条の規定による基準

四 法第 78 条の 4 第 2 項の規定により、同条第 3 項第 4 号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第 3 条の 7 第 1 項（第 18 条、第 61 条、第 88 条、第 108 条、第 157 条、第 169 条及び第 182 条において準用する場合を含む。）、第 3 条の 8（第 18 条、第 61 条、第 88 条、第 108 条、第 157 条、第 169 条及び第 182 条において準用する場合を含む。）、第 3 条の 23（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第 3 条の 25（第 18 条において準用する場合を含む。）、第 3 条の 33（第 18 条、第 61 条、第 88 条、第 108 条、第 129 条及び第 182 条において準用する場合を含む。）、第 3 条の 38（第 18 条、第 61 条、第 88 条、第 108 条、第 129 条及び第 182 条において準用する場合を含む。）、第 3 条の 41 第 2 項（第 3 条の 23 に係る部分（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）に限る。）、第 73 条第 5 号及び第 6 号、第 78 条第 2 項、第 97 条第 5 項及び第 6 項、第 99 条第 2 項、第 113 条第 1 項から第 3 項まで、第 114 条第 1 項及び第 2 項、第 118 条第 4 項及び第 5 項、第 137 条第 4 項及び第 5 項、第 139 条第 8 項、第 145 条（第 169 条において準用する場合を含む。）、第 153 条（第 169 条において準用する場合を含む。）、第 155 条（第 169 条において準用する場合を含む。）、第 162 条第 6 項及び第 7 項並びに第 163 条第 9 項、第 177 条第 5 号及び第 6 号並びに第 178 条（複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の提出に係る部分を除く。）の規定による基準

五 法第78条の4第2項の規定により、同条第3項第5号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第93条第1項及び第2項、第174条並びに附則第7条の規定による基準

六 法第78条の4第1項又は第2項の規定により、同条第3項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(参考3) 条文案の全体構成

(従：従うべき基準、標：標準、参：参酌すべき基準)

条文構成	基準	規則可
第1章 総則		
第1条 (趣旨)	参	
第2条 (定義)	参	
第3条 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則)	参	
第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
第1節 基本方針等		
第4条 (基本方針)	参	
第5条 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)	参	
第2節 人員に関する基準		
第6条 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	従	
第7条 (管理者)	従	
第3節 設備に関する基準		
第8条 (設備及び備品等)	参	
第4節 運営に関する基準		
第9条 (内容及び手続の説明及び同意)	従・参	一部○
第10条 (提供拒否の禁止)	従	
第11条 (サービス提供困難時の対応)	参	
第12条 (受給資格等の確認)	参	
第13条 (要介護認定の申請に係る援助)	参	
第14条 (心身の状況等の把握)	参	
第15条 (指定居宅介護支援事業者等との連携)	参	○
第16条 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)	参	
第17条 (居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)	参	
第18条 (居宅サービス計画等の変更の援助)	参	
第19条 (身分を証する書類の携行)	参	○
第20条 (サービスの提供の記録)	参	○
第21条 (利用料等の受領)	参	
第22条 (保険給付の請求のための証明書の交付)	参	○
第23条 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)	参	
第24条 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)	参	
第25条 (主治の医師との関係)	従・参	
第26条 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成)	参	
第27条 (同居家族に対するサービス提供の禁止)	従	
第28条 (利用者に関する町への通知)	参	○
第29条 (緊急時等の対応)	参	
第30条 (管理者等の責務)	参	
第31条 (運営規程)	参	
第32条 (勤務体制の確保等)	参	一部○

第33条（衛生管理等）	参	○
第34条（掲示）	参	○
第35条（秘密保持等）	従	
第36条（広告）	参	○
第37条（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）	参	
第38条（苦情解決）	参	
第39条（地域との連携等）	参	○
第40条（事故発生時の対応）	従	
第41条（会計の区分）	参	○
第42条（記録の整備）	参	○
第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の人員及び運営に関する基準の特例		
第43条（適用除外）	従・参	
第44条（指定訪問看護事業者との連携）	参	○
第3章 夜間対応型訪問介護		
第1節 基本方針等		
第45条（基本方針）	参	
第46条（指定夜間対応型訪問介護）	参	
第2節 人員に関する基準		
第47条（訪問介護員等の員数）	従	
第48条（管理者）	従	
第3節 設備に関する基準		
第49条（設備及び備品等）	参	
第4節 運営に関する基準		
第50条（指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針）	参	
第51条（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）	参	
第52条（夜間対応型訪問介護計画の作成）	参	
第53条（緊急時等の対応）	参	
第54条（管理者等の責務）	参	
第55条（運営規程）	参	
第56条（勤務体制の確保等）	参	一部○
第57条（地域との連携等）	参	○
第58条（記録の整備）	参	○
第59条（準用）	参	-
第4章 認知症対応型通所介護		
第1節 基本方針		
第60条	参	
第2節 人員及び設備に関する基準		
第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型 指定認知症対応型通所介護		
第61条（従業者の員数）	従	
第62条（管理者）	従	
第63条（設備及び備品等）	参	
第2款 共用型指定認知症対応型通所介護		
第64条（従業者の員数）	従	
第65条（利用定員等）	従・参	
第66条（管理者）	従	
第3節 運営に関する基準		
第67条（心身の状況等の把握）	参	
第68条（利用料等の受領）	参	
第69条（指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針）	参	

第70条（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）	参	
第71条（認知症対応型通所介護計画の作成）	参	
第72条（管理者の責務）	参	
第73条（運営規程）	参	
第74条（勤務体制の確保等）	参	一部○
第75条（定員の遵守）	参	
第76条（非常災害対策）	参	
第77条（衛生管理等）	参	○
第78条（地域との連携等）	参	○
第79条（記録の整備）	参	○
第80条（準用）	従・参	－
第5章 小規模多機能型居宅介護		
第1節 基本方針		
第81条	参	
第2節 人員に関する基準		
第82条（従業者の員数等）	従	
第83条（管理者）	従	
第84条（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）	従	
第3節 設備に関する基準		
第85条（登録定員及び利用定員）	従	
第86条（設備及び備品等）	従・参	
第4節 運営に関する基準		
第87条（心身の状況等の把握）	参	
第88条（居宅サービス事業者等との連携）	参	○
第89条（身分を証する書類の携行）	参	○
第90条（利用料等の受領）	参	
第91条（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）	参	
第92条（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）	従・参	
第93条（居宅サービス計画の作成）	参	
第94条（法定代理受領サービスに係る報告）	参	○
第95条（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）	参	○
第96条（小規模多機能型居宅介護計画の作成）	参	
第97条（介護等）	従・参	一部○
第98条（社会生活上の便宜の提供等）	参	○
第99条（緊急時等の対応）	参	
第100条（運営規程）	参	
第101条（定員の遵守）	参	
第102条（非常災害対策）	参	
第103条（協力医療機関等）	参	○
第104条（調査への協力等）	参	○
第105条（地域との連携等）	参	○
第106条（居住機能を担う併設施設等への入居）	参	○
第107条（記録の整備）	参	○
第108条（準用）	従・参	－
第6章 認知症対応型共同生活介護		
第1節 基本方針		
第109条	参	
第2節 人員に関する基準		
第110条（従業者の員数）	従	
第111条（管理者）	従	
第112条（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）	従	

第3節 設備に関する基準		
第113条	従・標・参	
第4節 運営に関する基準		
第114条（入退居）	参	
第115条（サービスの提供の記録）	参	○
第116条（利用料等の受領）	参	
第117条（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）	従・参	
第118条（認知症対応型共同生活介護計画の作成）	参	
第119条（介護等）	従・参	一部○
第120条（社会生活上の便宜の提供等）	参	○
第121条（管理者による管理）	参	
第122条（運営規程）	参	
第123条（勤務体制の確保等）	参	○
第124条（定員の遵守）	参	
第125条（協力医療機関等）	参	○
第126条（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）	参	
第127条（記録の整備）	参	○
第128条（準用）	従・参	－
第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護		
第1節 基本方針		
第129条	参	
第2節 人員に関する基準		
第130条（従業者の員数）	従	
第131条（管理者）	従	
第3節 設備に関する基準		
第132条	参	
第4節 運営に関する基準		
第133条（内容及び手続の説明及び契約の締結等）	従・参	
第134条（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等）	従・参	
第135条（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）	参	
第136条（サービスの提供の記録）	参	○
第137条（利用料等の受領）	参	
第138条（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）	従・参	
第139条（地域密着型特定施設サービス計画の作成）	参	
第140条（介護）	参	○
第141条（機能訓練）	参	○
第142条（健康管理）	参	○
第143条（相談及び援助）	参	○
第144条（利用者の家族との連携等）	参	○
第145条（運営規程）	参	
第146条（勤務体制の確保等）	参	一部○
第147条（協力医療機関等）	参	○
第148条（記録の整備）	参	○
第149条（準用）	従・参	－
第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
第1節 基本方針		
第150条	参	
第2節 人員に関する基準		
第151条（従業者の員数）	従・参	
第3節 設備に関する基準		

第152条（設備）	従・参	
第4節 運営に関する基準		
第153条（サービス提供困難時の対応）	参	
第154条（入退所）	参	
第155条（サービスの提供の記録）	参	○
第156条（利用料等の受領）	参	
第157条（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）	従・参	
第158条（地域密着型施設サービス計画の作成）	参	
第159条（介護）	従・参	
第160条（食事）	参	○
第161条（相談及び援助）	参	○
第162条（社会生活上の便宜の提供等）	参	○
第163条（機能訓練）	参	○
第164条（健康管理）	参	○
第165条（入所者の入院期間中の取扱い）	従	
第166条（管理者による管理）	従	
第167条（計画担当介護支援専門員の責務）	参	
第168条（運営規程）	参	
第169条（勤務体制の確保等）	参	一部○
第170条（定員の遵守）	参	
第171条（衛生管理等）	参	○
第172条（協力病院等）	参	○
第173条（秘密保持等）	従	
第174条（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）	参	
第175条（事故発生の防止及び発生時の対応）	従	
第176条（記録の整備）	参	○
第177条（準用）	従・参	－
第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の 基本方針並びに設備及び運営に関する基準		
第1款 この節の趣旨及び基本方針		
第178条（この節の趣旨）	参	
第179条（基本方針）	参	
第2款 設備に関する基準		
第180条（設備）	従・参	
第3款 運営に関する基準		
第181条（利用料等の受領）	参	
第182条（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）	従・参	
第183条（介護）	従・参	
第184条（食事）	参	○
第185条（社会生活上の便宜の提供等）	参	○
第186条（運営規程）	参	
第187条（勤務体制の確保等）	従・参	一部○
第188条（定員の遵守）	参	
第189条（準用）	従・参	－
第9章 複合型サービス		
第1節 基本方針		
第190条（基本方針）	参	
第2節 人員に関する基準		
第191条（従業者の員数等）	従	

第 1 9 2 条（管理者）	従	
第 1 9 3 条（指定複合型サービス事業者の代表者）	従	
第 3 節 設備に関する基準		
第 1 9 4 条（登録定員及び利用定員）	標	
第 1 9 5 条（設備及び備品等）	従・参	
第 4 節 運営に関する基準		
第 1 9 6 条（指定複合型サービスの基本取扱方針）	参	
第 1 9 7 条（指定複合型サービスの具体的取扱方針）	従・参	
第 1 9 8 条（主治の医師との関係）	従・参	
第 1 9 9 条（複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成）	参	
第 2 0 0 条（緊急時等の対応）	参	
第 2 0 1 条（記録の整備）	参	
第 2 0 2 条（準用）	参	—
附 則		
第 1 条（施行期日）	参	
第 2 条から第 2 1 条まで（経過措置）	従・標・参	